

# 退職給付債務の計算における 割引率の取扱いの見直し

制度調査部  
鳥毛 拓馬

ASBJ、退職給付会計基準を一部改正。公開草案を公表

## 【要約】

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年3月21日、企業会計基準公開草案第24号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」(以下、公開草案という。)を公表した。2008年5月16日までコメントを求めている。

今般の公開草案は、企業会計審議会が平成10年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準注解」を含む。)のうち、同注解(注6)「安全性の高い長期の債券について」を改正することを目的としている。国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスにおいて、退職給付会計に関する論点のうち、短期的なプロジェクト項目として検討が行われているものである。

公開草案では、適用時期について、2009(平成21)年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用するとしている。ただし、平成21年3月31日以前に開始する事業年度の年度末からの早期適用も可能であるとしている。

## 1. はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年3月21日、企業会計基準公開草案第24号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)(案)」(以下、公開草案という。)を公表した。2008年5月16日までコメントを求めている。

今般の公開草案は、企業会計審議会が1998(平成10)年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準注解」を含む。)のうち、同注解(注6)「安全性の高い長期の債券について」を改正することを目的としている。

国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスにおいて、退職給付会計に関する論点のうち、短期的なプロジェクト項目として検討が行われているものである。

## 2. 改正点

退職給付に係る会計基準では、退職給付債務における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回り<sup>1</sup>を基礎として決定しなければならないとされている。

一方、退職給付に係る会計基準注解(注6)のなお書きでは、割引率について、一定期間(おおむね5年以内をいうとされている)の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる~~とされている~~。

現行実務では過去5年間の債券の利回りの平均値を割引率にする方法が広く用いられている。

公開草案では、退職給付債務の計算における割引率の取扱いについて、退職給付に係る会計基準注解(注6)のうち、なお書き部分を削除するとしている(図表下線部分)。

今般の改正により、期末時点での利回りを基礎とする方法に統一されることになる。

図表 改正点

現行	本会計基準(公開草案)
退職給付に係る会計基準注解 (注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。 <u>なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。</u>	退職給付に係る会計基準注解 (注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。 (削除)

もっとも、注解6のなお書きを削除しても、最近の金利状況を踏まえれば、割引率が変更されるようなことはあまりなく、企業にはそれほど影響はないという指摘がされている。

## 3. 適用時期等について

公開草案では、適用時期について、2009(平成21)年4月1日以後開始する事業年度の**年度末**から適用するとしている。

ただし、2009(平成21)年3月31日以前に開始する事業年度の**年度末**からの早期適用も可能である。

<sup>1</sup> 安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。具体的には、複数の格付け機関によりダブルA格相当以上を得ている社債等が該当することになる。